

一ノ宮コミュニティセンター使用料

| 施設名   | 時間帯    | 使用料   | 施設内写真                                                                                |
|-------|--------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 和室 1  | 9～13時  | 410   |    |
|       | 13～17時 | 410   |                                                                                      |
|       | 17～22時 | 730   |                                                                                      |
|       | 終日     | 1,550 |                                                                                      |
| 和室 2  | 9～13時  | 410   |    |
|       | 13～17時 | 410   |                                                                                      |
|       | 17～22時 | 730   |                                                                                      |
|       | 終日     | 1,550 |                                                                                      |
| ホール 1 | 9～13時  | 830   |   |
|       | 13～17時 | 830   |                                                                                      |
|       | 17～22時 | 1,250 |                                                                                      |
|       | 終日     | 2,910 |                                                                                      |
| ホール 2 | 9～13時  | 620   |  |
|       | 13～17時 | 620   |                                                                                      |
|       | 17～22時 | 830   |                                                                                      |
|       | 終日     | 2,070 |                                                                                      |
| 調理室   | 9～13時  | 410   |  |
|       | 13～17時 | 410   |                                                                                      |
|       | 17～22時 | 730   |                                                                                      |
|       | 終日     | 1,550 |                                                                                      |

## 備考

- ・ 使用者が市内在住者（市内に事業所を有する法人を含む。以下同じ。）でない場合の使用料は、この表に規定する額の2倍に相当する額とします。

- ・ 使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させる場合の使用料は、この表に規定する額の2倍に相当する額とします。

- ・ 上記のいずれにも該当する場合の使用料は、この表に規定する額の4倍に相当する額とします。

- ・ 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、使用者が市内在住者であるか否かにかかわらず、この表に規定する額の4倍に相当する額とします。

- ・ 冷暖房を使用する場合は、この表に規定による使用料3割に相当する額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を別に徴収します。

- ・ 使用する団体および目的、内容によっては、使用料を減額または免除することができます。

※詳細は当コミュニティセンターにお問い合わせください。